

シリーズ「わが家の建築」⑤

～建ぺい率・容積率～

家の建築は、夢のある一生の大事業です。家は家族だんらんの場であり、そして街の顔の一部でもあります。そこで、みなさんが家を建築するときの参考になるよう「わが家の建築」をシリーズでお知らせします。

建築物の敷地が決まったら、下の表により建ぺい率と容積率を確認しましょう。

この建ぺい率と容積率は、建物の広さや大きさを制限することにより火災の延焼を防いだり、災害時における避難路の確保や近所への日当たりなど、皆さんの生命や財産を守り、快適な生活をおくることができるように定められています。

これにより、敷地内にできた空間は、皆さんの庭としてガーデニングを楽しんだり、車の駐車スペースを造ったり、いろいろ活用することができます。

区 域	地 域 の 種 類	建ぺい率	容積率※
光町全域	用途が指定されている地域	60%以内	200%以内
	その他の地域	70%以内	400%以内

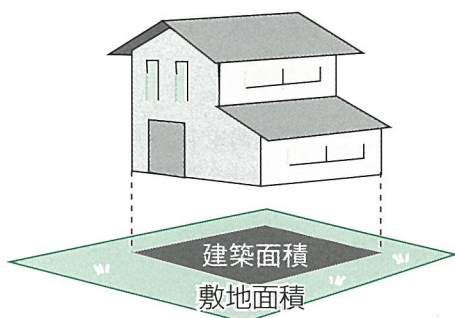
※容積率は、敷地に接している道路の幅により引き下げられることがあります。

～建ぺい率～

建物を建築しようとする敷地面積に対して、建築面積（建物を真上から見た面積）がどれくらいの割合を占めているか表したものです。

光町の場合は、場所に応じて60%か70%に決められていますから、敷地いっぱいに建物を建築することはできません。

$$\text{建ぺい率(\%)} = \frac{\text{建築面積}}{\text{敷地面積}} \times 100$$

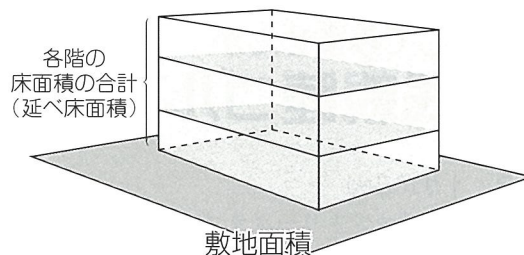


～容積率～

建物を建築しようとする敷地面積に対して、述べ床面積（各階の床面積の合計）がどれくらいの割合を占めているか表したものです。

たとえば、用途地域が指定されている地域では、100㎡の敷地に述べ床面積200㎡以内の建物を建築することができます。ただし、敷地に接している道路幅により、率が引き下げられることがあります。

$$\text{容積率(\%)} = \frac{\text{各階の床面積の合計}}{\text{敷地面積}} \times 100$$



建物を建築する前に「**建築確認申請**」を忘れずに。（町全域が対象です）
都市計画や建築の問い合わせ先は、都市建設課都市整備室です。

☎041211 内線1631・1632